

(仮称)桜川市複合施設管理運営業務仕様書(案)

1 施設概要

名称	所在地	建物延床面積 (敷地面積)	主な施設	開館予定時期
(仮称)桜川市複合施設	桜川市東桜川一丁目21-1	約3,500㎡ (7,790㎡)	公民館(約2,000㎡) 図書館(約1,500㎡) 支所機能(市による直営)	令和6年夏～秋頃

2 開館時間等(予定)

- ・公民館/図書館：未定(検討により週休1日～特定の日を除いて無休)
- ・支所機能：土・日・祝日を除く月～金(ただし12/29～1/3を除く)

3 業務概要

- ① 公民館の運営業務…貸館業務、講座運営業務、施設維持管理業務
- ② 図書館の運営業務…図書貸出、レファレンス、選書、企画展示等、図書館の基本的業務の他、市内図書施設との連携業務を含む
- ③ その他…複合施設全体の運営に必要な業務、催事企画運営業務、託児サービスの開設(検討中)、軽飲食物の提供(検討中)

4 人員配置及び管理・運営基準等

配置職員の基準	体制	応募者による判断とする。
	雇用形態	特に指定しないが、労働関係法令等を遵守すること。

管理・運営  
の基準

(1) 公民館（主な業務）

① 貸館業務

複合施設に設置される以下の室について、申請に応じて貸室の受付・貸出管理を行う。

【1階】多目的ホール、会議室、クリエイティブスタジオ

【3階】調理室、健康スタジオ、和室

② 講座運営業務

桜川市生涯学習課が企画する公民館講座（R3実績は10講座）及び利用者自身に企画・運営された自主講座（R3実績は49講座）の貸室利用について、とりまとめを行う。

③ 施設維持管理業務

維持・管理・運営業務

・館内清掃：週3回程度、室内・共用部分（廊下、トイレ等）

・屋外清掃：日常清掃は適宜、植栽の剪定、雨樋の清掃は年2回程度以上実施

・その他施設・設備の維持管理に必要となる業務

(2) 図書館（通常の図書館業務のほか、特に取り組みを求める業務）

① 選書・資料管理

・選書については別添資料「(仮称) 桜川市複合施設基本設計概要書」に示す方針に沿った選書案を作成・提案し、教育委員会の承認を得て資料を発注する。

・現在、市が管理する「桜川市電子図書館」の運用を行う。購入する電子書籍選定に関する考え方は選書の考え方と同様、別添資料に示す通りとする。

② 企画展示等

・別添資料に基づき、さくらがわミュージアムとしてテーマ性を持った展示を企画する。

・年単位で内容を更新する長期展示を企画する。 ※本市との協議によって内容を決定する。

・季節ごとや月替わりの小規模展示を企画する。

③ 市内図書施設との連携

・真壁図書館、大和中央公民館図書室、市内小・中・義務教育学校の図書室等と連携をはかり、市内図書施設間で企画・展示・サービス内容等の一定の水準を維持し、市内全体の図書サービスの充実を図る。

<p>管理・運営 の基準</p>	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 複合施設全体の運営に必要な業務 来館者への総合案内や支所窓口との連携など、総合的に見て施設運営に必要となるその他の業務</li> <li>② 催事・講座企画運営業務（自主事業） 市民等を対象とする催事や講座、講演会などを企画・運営を行う。企画にあたっては本市と協議の上で内容を決定する。</li> <li>③ 託児サービスの提供について（検討事項） 1階事務室隣の託児スペースにおける託児サービスの提供（週1～2日程度、時間限定でも可）</li> <li>④ 軽飲食物の提供について（検討事項） 1階南側のC A F Eスペースの活用（飲食物の提供、週1～2日程度、時間限定でも可）</li> </ul>
<p>施設の補修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桜川市の負担で行う事項 大規模な修繕については桜川市の経費負担で行う。</li> <li>・ 指定管理者の負担で行う事項 上記以外の修繕については、指定管理者が行う。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この基準は現段階の案であり、頂いた意見やそれに基づく検討により変更となる場合がある。</li> <li>・ 維持管理業務において、商工会管理部分は本業務に含まない。</li> <li>・ 自主事業は、社会教育施設としてふさわしい内容とし、実施に当たっては、事前に本市と協議することとする。</li> <li>・ 自主事業について、内容によっては収益を見込んで計画することができる。</li> <li>・ 指定管理者は、施設における事故発生時の対応に備えて、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとする。</li> </ul>

## 5 指定管理者と本市の責任分担

項目	内容	市	指定管理者
条例等の変更	料金の免除、供用時間変更等	○	
募集要項に掲げる業務	※災害時における初期対応（指示）を除く。		○
施設の大規模改修、修繕	耐震補強工事、躯体維持に係る工事など	○	
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、やむを得ず、施設の維持、サービスの提供を継続できなくなった場合における維持管理経費の増加に伴う損失補てん	○	
災害時における初期対応※	待機、連絡体制確保、被害調査・報告、応急処置	指示	○
災害復旧	本格復旧	○	
天災等の不可抗力	天災等（暴風雨、洪水、地震、その他の自然的事象）により、指定管理者の責に帰すことができないものによる管理運営経費の増加及び業務履行不能	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）		○
	管理上の瑕疵など指定管理者の責に帰すべき理由により生じた損害		○
	本市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	

施設等の損傷	経年劣化等によるもの及び第三者の 行為から生じたもので、相手が特定で きないもの	1件当たり、100万円未満の修繕		○
		上記以外及び本市の責に帰すべき理 由により生じた損傷	○	
	事故・火災等に伴うもの	1件当たり、100万円未満の修繕		○
		上記以外及び本市の責に帰すべき理 由により生じた損傷	○	